

# 「ユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託」仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「県」という）が発注する「ユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託」（以下、「業務」という）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても県が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

## 2 業務委託名

ユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託

## 3 事業の目的・概要

県民に日常的にスポーツに取り組む機会を提供するため、日ごろから地域で活動している子ども会や老人クラブ等の団体へ、誰もが楽しめるユニバーサルスポーツの講師を派遣し出張体験会を実施することで、ユニバーサルスポーツの普及啓発とともに、その後の各団体の活動の中で、体験した競技を継続して実施できる環境づくりを支援する。

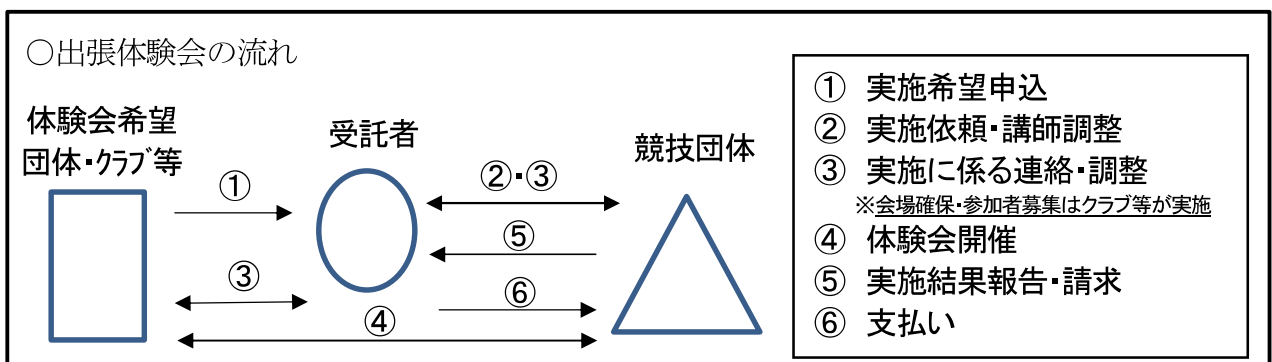
※「ユニバーサルスポーツ」とは、障害の有無や年齢に関係なく、様々な人が一緒にできるレクリエーションの性質を含むスポーツのこと。（ボッチャ、ペタンク等）

## 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

## 5 委託業務の内容

県内で活動する子ども会・老人クラブ等の団体から実施希望を受け付け、競技団体と日程を調整の上、講師を派遣して出張体験会を計10回実施すること。初心者でも楽しく体験できるよう工夫するとともに、ユニバーサルスポーツに対する興味・関心を高め、体験後の競技継続につながる内容とすること。



### (1) 派遣先団体等

- ・ 子ども会、老人クラブ、放課後子ども教室、大学等のサークルなど、県内でスポーツやレクリエーションに取り組む団体等であること。  
※参加者は30人～50人程度を目安とすること。
- ・ 上記は例示であり、上記以外の団体からの申込みがあり、当該団体での出張体験会の実施が競技普及に効果的と見込まれる場合は、受け付けて差し支えない。
- ・ なお、全10回のうち1回は、県や県内市町村又は企業・団体が主催するお祭りやイベント等で実施すること。

### (2) 実施競技

- ・ 5競技を提案し実施すること。実施競技は最終的に県と協議の上、決定すること。  
(例) モルック、ペタンク、クップ、ピククルボール、キンボール、ユニカール、フライングディスク、卓球バレー、タッチバレーボール(茂原市発祥)
- ・ 5競技をメニュー化し、派遣先団体等が実施したい競技を選択できるようにすること。ただし、1競技につき、1回以上出張体験会を実施すること。

### (3) 競技団体・講師

- ・ 可能な限り、県内の競技団体を活用すること。なお、受託者にて円滑に指導することができる場合は、競技団体に講師派遣を依頼せず、直接実施しても可とする。
- ・ 各回で派遣する講師の人数は、競技団体と調整の上、出張体験会の安全かつ円滑な開催に十分な人数とすること。

### (4) 実施内容

- ・ 出張体験会の実施に当たり、以下の業務を実施すること。

#### (ア) 派遣先団体等の募集

- ・ 派遣先団体等を募集するチラシを1,000枚作成すること。なお、仕様やデザイン、具体的な記載内容については、県と協議の上、決定すること。

#### (イ) 派遣先団体等の受付

- ・ 一定の受付期間を設け、電話・メール・FAX等の手段により申込みを受け付けるとともに、出張体験会に係る問合せに随時対応すること。
- ・ 受付時に、実施希望競技(第3希望まで)、希望日時、会場及び広さ、参加予定人数、派遣先団体等側の担当者及び連絡先等を確認すること。
- ・ 受付期間終了後、申込みのあった団体を取りまとめの上、県に報告すること。申込多数の場合は、地域バランスや実施規模等を勘案し、県と協議の上、決定すること。
- ・ 実施回数に満たない場合は、随時募集に切り替え、実施回数に達するまで募集を行うこと。希望競技で日程調整のつかなかった団体に対して別の競技を提案するなど、実施回数を達成できるよう柔軟に対応すること。

#### (ウ) 日程・会場・用具等の調整

- ・ 派遣先団体等・競技団体双方の日程を調整の上、実施日時を確定し、両団体に連絡すること。
- ・ 競技団体から派遣する講師数、必要となる用具数等を調整し、準備すること。
- ・ 派遣先団体等と調整の上、講師や運営用の駐車場を確保すること。
- ・ 出張体験会の実施会場は、派遣先団体等が手配するとともに、施設使用料、参加者の移動に要する交通費等の費用は、派遣先団体等が負担すること。
- ・ 当日の実施概要（実施競技、日時、会場、参加予定人数、講師数、プログラム等）について、出張体験会実施日の1週間程度前までに、別紙1「実施計画書」により県へ報告すること。

#### (エ) 当日の運営

- ・ 当日、競技団体から講師を派遣し、参加者の体調や安全に十分配慮して出張体験会を運営すること。
- ・ 内容は、原則として①競技のルールや魅力の紹介、②実技披露、③初心者向けの体験会とすること。なお、競技や人数等により、適宜変更しても差し支えない。
- ・ 体験した競技を今後も派遣先団体等で継続して実施できるよう、競技団体の連絡先の紹介、ルールブックの配布や、近隣の大会・体験会等の情報提供等を行うこと。
- ・ 当日の参加者を対象に、アンケートを実施すること。なおアンケートの内容は、あらかじめ県と協議の上、決定すること。

#### (オ) 実施報告書等の提出

- ・ 出張体験会実施後1週間程度を目安に、別紙2「実施報告書」を県に提出すること。
- ・ 参加者アンケート（スキャンデータで可）及び参加者アンケートの集計結果を県に提出すること。
- ・ 出張体験会当日の様子が分かる写真を県にデータにて提供すること。

#### (カ) 講師謝金の支払

- ・ 出張体験会終了後、競技団体又は講師へ謝金等を支払うこと。

#### (5) その他

- ・ 出張体験会の参加者について、傷害保険やレクリエーション保険等に加入すること。派遣先団体等や競技団体で加入している場合は、団体と調整すること。

#### (6) 独自提案

- ・ 業務の目的を達成し、本事業の効果をより高めうる提案があれば、記載すること。なお、独自提案に係る経費は委託料に含めること。

## 6 成果品の提出等

### (1) 成果品

- ・ 受託者は、下記①～⑥の成果品を委託者へ提出すること。
  - ① 業務完了報告書
  - ② 実施計画書（各回）
  - ③ 実施報告書（各回）
  - ④ 参加者アンケート（スキャンデータ）及び集計データ
  - ⑤ 出張体験会実施時の写真（電子データ）
  - ⑥ チラシ（完成品）

### (2) 提出場所

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課  
（千葉市中央区市場町1-1 本庁舎18階）

### (3) 提出期限

- ①：業務完了報告書…令和9年3月24日（水）午後5時
- ②：実施計画書…5（4）（ウ）のとおり
- ③：実施報告書…5（4）（オ）のとおり
- ④～⑥：県が別途定める。

## 7 著作権の取扱い

- (1) 本業務の受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作権人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行に当たり、受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

## 8 業務に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (3) 本業務に必要な経費は全て委託料に含めるものとする。
- (4) 全10回実施できなかった場合には、委託料を精算して減額すること。
- (5) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。
- (6) 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上決定する。

別紙 1

ユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託  
実施計画書

令和 年 月 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局  
生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施します。

報告者	
実施日時	
会場	名称
	所在地
競技団体 講師等	
派遣先団体	
派遣先団体代表者	
参加者数（予定）	計 名
当日運営責任者	
実施競技・実施内容 (プログラム等)	
競技継続に つなげる取組	

別紙 1

ユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託  
実施計画書

令和 8 年 〇 月 〇 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局  
生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施します。

報告者	(受託者の所属・職氏名)
実施日時	令和 8 年 〇 月 〇 日 (土) 10:00~11:30
会場	名称 〇〇市立〇〇小学校 体育館
	所在地 〇〇市〇〇町〇〇1丁目2-3
競技団体 講師等	(一社) 〇〇モルック協会 講師 〇〇 〇〇 補助者 (スタッフ) 〇〇、〇〇
派遣先団体	〇〇市〇〇町子ども会
派遣先団体代表者	〇〇市〇〇町子ども会 代表 〇〇 〇〇
参加者数 (予定)	計 40 名
当日運営責任者	(受託者の所属・職氏名)
実施競技・実施内容 (プログラム等)	<プログラム> (実施競技:モルック) ・ 競技の魅力・ルールを紹介 (〇時〇分~〇時〇分) ・ 実技披露 (〇時〇分~〇時〇分) ・ 体験会 (〇時〇分~〇時〇分) ・ 質疑応答 (〇時〇分~〇時〇分)
競技継続に つなげる取組	ルールブックの配布、体験会チラシの配布

ユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託  
実施報告書

令和 年 月 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局  
生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施しましたので報告します。

報告者	
実施日時	
会場	名称
	所在地
競技団体 講師等	
派遣先団体	
派遣先団体代表者	
参加者数	計 名
当日運営責任者	
実施競技・実施内容 (プログラム等)	
競技継続に つなげる取組	
参加者の反応 や様子、負傷者 の有無等	
その他 気づいたこと等	

## 別紙 2

ユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託  
実施報告書

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局  
生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施しましたので報告します。

報告者	(受託者の所属・職氏名)
実施日時	令和 8 年 ○ 月 ○ 日 (土) 10:00~11:30
会場	名称 ○○市立○○小学校 体育館
	所在地 ○○市○○町○○1丁目2-3
競技団体 講師等	(一社) ○○モルック協会 講師 ○○ ○○ 補助者 (スタッフ) ○○、○○
派遣先団体	○○市○○町子ども会
派遣先団体代表者	○○市○○町子ども会 代表 ○○ ○○
参加者数	計 40 名
当日運営責任者	(受託者の所属・職氏名)
実施競技・実施内容 (プログラム等)	<プログラム> (実施競技:モルック) ・ 競技の魅力・ルールを紹介 (○時○分~○時○分) ・ 実技披露 (○時○分~○時○分) ・ 体験会 (○時○分~○時○分) ・ ミニ大会 (○時○分~○時○分)
競技継続に つなげる取組	ルールブックの配布、体験会チラシの配布

<p>参加者の反応 や様子、負傷者 の有無等</p>	<p>参加した子ども（小学生）はモルック未体験者が多かったが、怪我無く終了した。終始「楽しい」「もっとやりたい」という声が多く、体験会の後、急遽ミニ大会を開催したが、非常に好評だった。 終了時には集合写真も撮影し、なごやかな雰囲気、派遣先団体からは、「次回もし機会があれば実施したい」という声があった。</p>
<p>その他 気づいたこと等</p>	<p>出張体験会の開始1時間程度前に、子ども会の担当者の方と打合せを行ったことで、子どもの様子や普段のスポーツへの興味関心も事前に把握でき、進行もスムーズだった。 体育館の床を傷つけないよう、マットを敷いて対策をした。傷がつくことはなく、現時点で、施設側（小学校）からも意見はきていない。</p>